平成２５年（フ）第６５号
大分市大字猪野26番地の１　県営明治住宅１Ａ２―202
債務者　島田　英明
１　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津島　成治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６０号
大分市大字荏隈341番地の１　城南コーポ305
債務者　吉岩　保久
１　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　生野　誉士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午後２時10分
５　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３７９号
大分県津久見市岩屋町10番６号
債務者　西田千恵子
１　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河野　　悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６２号
秋田県横手市二葉町９番25号
債務者　高橋　優次
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１３０号
松江市東出雲町下意東1920番地17　県営住宅羽入団地５号棟534号室
債務者　桑垣　延子
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４８号
島根県大田市大田町大田ロ1086番地５　シティハイムなぎら101号
債務者　森　　尊子（旧姓長谷川）
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３１５号
函館市港町１丁目20番16号　紅荘
債務者　平田　優恵
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第７８号
三重県志摩市大王町波切235番地
債務者　松井　宏規
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
埼玉県深谷市東方町２丁目１番地９　メゾンラフィーネ302号
債務者　小河原悠子
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２７４号
愛知県あま市中萱津足川46番地　ホワイトヒルズ102号、申立時の住所愛知県豊橋市富士見台６丁目３番地の127
債務者　小林　耕一
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２６４２号
大阪府守口市大久保町４丁目36番Ｂ―79号
債務者　髙橋　晋市
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２８２号
大阪府大東市大野２丁目８番10号
債務者　竹内　　誠
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５３０号
大阪市港区市岡元町３丁目10番16―1001号
債務者　河野　祐宏
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１９２号
大阪市中央区谷町６丁目４―34　サンハイム305号、住民票上の住所滋賀県野洲市小篠原974番地　ユーハイム近江107号
債務者　とんかつかつひさこと　村川　孝司
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２６７号
大阪府吹田市佐井寺３丁目１番27―207号
債務者　飯盛　繁利
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３２６号
大阪市東住吉区田辺３丁目１番２号
債務者　アトリエ円寿こと　三浦　壽巳
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３９６号
大阪市此花区西九条３丁目６番22号401号
債務者　吉田さとみ
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部